

中退共 小企業退職金共済制度の加入者範囲について

平成23年1月から、事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できることとなりました。

A

同居の親族のみを雇用する事業所



同居

B

同居の親族とそれ以外の従業員を雇用する事業所《混在事業所》



同居



その他

《加入できる方》

1. 小規模企業共済制度に加入していない方
2. 加入する際に以下の書類を提出できる方

- 申込み従業員についての確認書(チェックシート:小規模企業共済制度の契約者でないこと及び使用従属関係があることの確認書)
- 労働条件通知書の写し(ない場合は労働条件確認書)
- 賃金の支払いがあることが確認できる書類(賃金台帳の写し等)

※ 小規模企業共済制度の共済契約者であった期間は、過去勤務期間の対象となりません

同居の親族以外の従業員は必要ありません

新規加入助成及び月額変更助成

掛金助成の対象となりません

掛金助成の対象となります

個々の被共済者が同居の親族であるかどうかについて変更があった場合や、事業所の雇用実態が同居の親族のみか **A** そうでないか **B** という状態に変更があった場合には届出が必要となります。

※ 定期的に使用従属関係を確認できる書類の提出が必要です。

《退職時に必要な書類》

1. 被共済者退職届
2. 退職従業員についての確認書(チェックシート)
3. 労働条件確認書
4. 賃金の支払いがあったことを確認できる書類(賃金台帳の写し等)

※ 2~4は同居の親族以外の被共済者  は必要ありません。

★ **A** の同居の親族が退職する場合には、上記《退職時に必要な書類》以外に「退職事由証明書」の提出が必要です。

「同居の親族」とは、事業主と生計を一にする同居の親族です。